答 弁 第 三 三 四 号平成二十七年七月三十一日受領

内閣衆質一八九第三三四号

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出国家貿易における優遇枠に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出国家貿易における優遇枠に関する質問に対する答弁書

運営すること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、 お尋ねの 輸 入の一 部を、 特定の国を優遇するかたち (低関税の関税割当、 概にお答えすることは困難 輸入後の低国内課徴金等) で で

あるが、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Aの千九百九十四年の

関税及び貿易に関する一般協定(以下「協定」という。)第十七条は、各締約国が、 輸入又は輸出のいずれ

かを伴う購入又は販売に際し、その設立する国家企業を、 協定に定める無差別待遇の一般原則に合致する方 同条の規定

を含む協定との整合性を確保する必要があると考えている。 法で行動させることを約束する旨を定めており、 政府としては、 国家貿易の運用に当たっては、